

第1章

計画の基本理念等

第1節 法令の根拠

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という）に即して作成する計画です。

第2節 計画の趣旨

現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて、以下の点に関する数値目標及びその数値目標達成のための方策を定めるとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成18年度から平成20年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策等を定めるものです。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行

第3節 計画の基本的理念

障害者又は障害児（以下、「障害者等」という。）の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、国の基本指針に掲げる以下の点に配慮するとともに、障害者基本法に基づく和歌山県障害者計画「紀の国障害者プラン2004」の理念である『障害のある人もない人も、社会の一員として互いに人権を尊重し合い、共に和歌山に住んで良かったと実感できる共生社会の実現』を目指します。

- (1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

- (2) ③障害に係る制度の一元化により、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実
- (3) 地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

第4節 計画の目的及び特色

障害者等が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の点を柱として必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援の提供体制の充実を図ります。

- (1) 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの充実を図ります。
- (2) グループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるような環境づくりを進めます。
- (3) 市町村が実施する相談支援事業等の地域生活支援事業を専門的・広域的な見地から支援し、地域生活支援体制の拡充を図ります。
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労支援の充実を図ります。
- (5) 既存施設や小規模作業所の新体系サービスへの円滑な移行を支援します。
- (6) 障害のある子どもの早期発見・早期療育体制の整備を図ります。
- (7) 重度の障害者等に対する障害福祉サービス等の充実を図ります。

第5節 計画策定体制等

1. 計画策定体制

本計画策定にあたっては、就労支援、地域生活支援等の課題に対応するため、雇用、教育、保健等の県関係部局、並びに労働局、障害者職業センター等の関係機関と連携し、必要な検討を行いました。

また、市町村に対しては、国の基本指針を踏まえた「県としての基盤整備の考え方」を示すとともに、各圏域単位で検討会を開催し、圏域市町村間の情報交換並びに必要な連絡・調整を実施しました。

事業者に対しては、新体系への移行が計画的かつ円滑に行われるよう、説明会の開催や既存施設への調査等を通じ、移行内容や移行時期等の把握を行いました。

そのうえで、障害福祉関係の学識経験者や関係団体代表者等で構成する和歌山県障害者施策推進協議会及びその専門部会である障害福祉計画策定検討部会での審議、並びに障害福祉関係団体との意見交換等を通じ、障害者等の実情及びニーズの把握を行い、必要な検討を加えるとともに、県民意見募集（パブリックコメント）や各圏域での説明会開催等により、障害者等を含む地域住民の意見を反映しました。

2. 他の計画との関係

この計画は、障害者施策の基本的な方向を定めた「紀の国障害者プラン2004」、社会福祉を担う人材の確保や資質の向上、福祉サービスの適切な利用及び社会福祉事業の健全な発達のための整備等を定めた「和歌山県地域福祉推進計画」、健康増進から疾病の予防・診断・リハビリテーションに至る包括的な保健医療供給体制の確立を目指す総合的な施策を定めた「和歌山県保健医療計画」等の計画と調和が保たれたものとしています。

第6節 区域の設定

1. 区域の設定の趣旨

広域的な視点から計画的な整備を進めるため、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の種類ごとの量の見込を定める単位となる区域として、障害保健福祉圏域を設定します。

この障害保健福祉圏域は、県振興局の所管区域（保健・福祉に関する事項についてのみ）及び保健所の所管区域とも合致する、以下の圏域とします。

ただし、入所定員総数については、各市町村を通ずる全県的な見地から、県全体を一つの区域として設定します。

2. 区域の内容

和歌山市圏域：和歌山市

海草圏域 : 海南市、海草郡

那賀圏域 : 紀の川市、岩出市

伊都圏域 : 橋本市、伊都郡

有田圏域 : 有田市、有田郡

日高圏域 : 御坊市、日高郡（みなべ町を除く）

西牟婁圏域 : 田辺市、西牟婁郡、みなべ町

東牟婁圏域 : 新宮市、東牟婁郡

第7節 計画の期間及び見直しの時期

平成18年度から平成20年度までを第1期計画期間とします。

次期計画は、第1期計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度までを期間として作成します。

第8節 計画の達成状況の点検及び評価

和歌山県障害者施策推進協議会に計画の進ちょく状況を報告し、その意見を踏まえて計画の効果的な推進を図ります。

第2章

平成23年度の目標値の設定

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

1. 数値目標

現在の施設入所者数は、1,480人となっています。

国の基本指針では、現在の施設入所者の1割以上が地域生活へ移行することとともに、併せて施設入所者数の7%以上を削減することを基本とし、地域の実情に応じ目標を設定することが望ましいとされています。

基本指針に当てはめると、平成23年度末までに148人が地域生活へ移行し、新規入所者との差引で結果として入所者が103人減少することとなります。

そのため、本件では、入所者本人の自己決定・自己選択に基づき地域生活へ移行できるよう、グループホームやケアホーム等の住まいの場の整備を促進するとともに、身近な相談支援体制の充実等の各種施策を実施することにより、障害者が地域で安心して暮らすことができるサービス提供体制の整備を進めます。

項目	数値	考え方
現在の入所者数	1,480人	平成17年10月1日現在の入所者数
地域生活移行者	148人 (1割)	平成23年度末までに入所施設から地域生活へ移行する者の見込み数
減少見込み	103人 (▲7%)	平成23年度末時点の入所者の減少見込み数

2. 数値目標を達成するための方策

(1) グループホーム等の整備の促進

空き家情報の提供や、空き家の改修支援等を通じ、地域で安心して生活できるグループホーム・ケアホームの整備を促進します。

また、グループホーム・ケアホーム利用者と地域との交流促進や、広報活動の強化等を通じ地域社会の理解の促進を図ります。

(2) 身近な相談支援体制の充実

障害者等又は障害児の保護者が、必要な障害福祉サービスやその他の支援の利用が可能となるよう、相談支援従事者研修等を通じ、サービス利用計画策定を業務とする指定相談支援事業者のサービス提供体制の整備を促進します。

また、各圏域の地域自立支援協議会を中心とした市町村相談支援事業を、専門的・広域的に支援し、身近な地域での相談支援体制の充実を図ります。

(3) 日中活動系サービス等の整備の促進

既存施設や小規模作業所が新体系サービスへ円滑に移行できるよう、施設改修・設備更新等の支援やサービス管理責任者研修等の各種研修を実施し、利用者のニーズに応じた日中活動系サービス等の提供体制の整備を促進します。

(4) 成年後見制度等の利用促進

判断能力が不十分で、契約締結や財産管理等の支援が必要な障害者の権利擁護を推進するため、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用啓発や、いわゆる市民後見人の養成等を通じ、成年後見制度等の利用促進を図ります。

第2節 退院可能精神障害者の地域生活への移行

1. 数値目標

精神科病院の入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な精神障害者は、全国に約7万人、県内に523人います。

国の基本指針では、平成24年度末までにすべての方が退院することを目指すとされています。

基本指針に当てはめると、平成23年度末までに438人が退院することとなります。

そのため、本県では、入院患者本人の自己決定・自己選択に基づき地域生活へ移行できるよう、受入条件の整備等の各種施策を実施します。

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数	523人	受入条件が整えば退院可能な精神障害者数
減少見込み	438人	平成23年度末までに地域生活へ移行する者の見込み数

2. 数値目標を達成するための方策

前節の各種施策と併せ、以下の施策を実施します。

(1) 退院促進支援の充実

長期入院者に生活や活動の場を提供するとともに、退院に向けた訓練を行う自立支援員の増員、並びに病院内における説明会の開催等により、退院の促進を図ります。

(2) 相談支援等の充実

県立保健所において、専門医による精神疾患の再発防止や社会復帰の支援に関する相談支援を行う「こころの健康相談」の充実を図ります。

また、家族に対する正しい知識の普及により精神疾患の再発防止を図る「家族教室」や、地域において精神疾患や精神障害者に対する理解を深める「ボランティア研修」の開催等の啓発・広報を推進します。

第3節 福祉施設利用者の一般就労への移行

1. 数値目標

福祉施設を退所し、一般就労した者は、年間6人と少数です。

福祉施設の事業体系の見直しに併せ、就労に関する各種施策を実施することにより、平成23年度には、年間48人が福祉施設から一般就労へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
現在	年間 6人	福祉施設を退所して一般就労した者の数
目標	年間 48人 (8倍)	平成23年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数

この数値目標を達成するため、平成23年度までの就労移行支援事業利用者については、現在の福祉施設利用者約3,000人の2割以上の600人以上を目指します。

また、平成23年度に福祉施設を退所して一般就労する者の中、必要な者すべてが、公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて就職できる体制や、障害者委託訓練事業の受講、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の開始、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援の利用、障害者就業・生活支援センターの支援の利用が可能となるよう目指します。

2. 数値目標を達成するための方策

（1）就労移行支援、就労継続支援のサービス提供体制の整備の促進

公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、就労移行支援事業所における就労支援員に対する就労支援ノウハウの提供や研修等に努め、一般就労への移行を促進します。

また、施設改修や設備更新等の支援を通じ、既存施設等の円滑な移行を促進するとともに、広く情報提供を行うことにより多様な事業者の参入を促進します。

(2) 職場体験、職場実習、職業訓練等の充実

回復途上にある精神障害者の社会復帰や職場復帰を促進するため、一定期間協力事業所に通い低下した対人関係能力や職場適応能力を向上させる、社会参加のためのリハビリ支援の取り組みを進めます。

また、福祉施設利用者の企業等における一定期間の職場体験や職場実習事業等を通じ、一般就労への移行意欲を促進するとともに、職業に必要な技能等の習得を図る職業訓練の実施や、知的障害者を対象としたホームヘルパー養成研修の充実を図ります。

あわせて、企業等の障害者雇用に対する理解を深める取り組みを進め、職域の拡大や就労の促進を図ります。

(3) 福祉施設の工賃水準の向上

福祉施設の取り組みを支援するため、専門家派遣や関係企業との連携等による販路拡大、受注促進等の事業を実施し、工賃水準の向上を図ります。

(4) 就労支援体制の強化

障害者就業・生活支援センターを核として、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センターと就労移行支援事業所等とのネットワークを構築し、福祉施設から一般就労へ移行を希望するすべての者が公共職業安定所（ハローワーク）の支援を受けて就職できる体制づくりを進めます。

また、就労支援の関係者からなる障害者雇用合同支援会議（仮称）を中心とした関係機関の連携により、一般就労へ移行する者のうち必要な者すべてが、必要な障害者委託訓練事業や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援を利用できる体制を目指します。

(5) 障害者就業・生活支援センターの整備

現在、和歌山市圏域・海草圏域・那賀圏域、有田圏域・日高圏域、西牟婁圏域の3地域を対象に、3センターが活動を展開しています。国と連携し、平成23年度までの間に、伊都圏域及び東牟婁圏域を対象とするセンターの設置を進め、福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が、就労移行支援事業と連携した就業・生活支援センターによる支援を受けることができる体制を目指します。

第3章

各年度の指定障害福祉サービス等の見込み量

指定障害福祉サービスごとの必要な量については、既存の施設利用者が円滑に新体系サービスを利用できること、及び、できるかぎり身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、圏域ごとに、市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計を基本としつつ、既存施設の定員数等を勘案して見込んでいます。

具体的には、日中活動系サービスの一部及び居住系サービスにおいて、①障害種別ごとの既存入所施設が偏在し、出身圏域外の入所施設を利用している者が多いこと（下表参照）、②出身圏域外の入所施設利用者が、将来的に出身圏域での地域生活へ移行することも考慮する必要があること、③県外からの施設利用者が少なからずいること等から、圏域ごとの市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計とは合致していません。

圏域ごとの市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計と合致しているものは、訪問系サービス、日中活動系サービスのうちの児童デイサービス、短期入所、相談支援となっています。

(区域ごとの入所施設の定員)

区域	身体障害者			知的障害者		精神障害者生活訓練施設
	更生施設	療護施設	授産施設	更生施設	授産施設	
和歌山市圏域	120	95	30	150		20
海草圏域				70		
那賀圏域				50		
伊都圏域		50		50		
有田圏域						
日高圏域				160	50	
西牟婁圏域		80		310		20
東牟婁圏域				180	45	
合計	120	225	30	970	95	40

※単位：人

第1節 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。平成23年度のそれらの一月当たりの必要な量は、県全体で42,292時間分を見込みます。

(訪問系サービスの内容)

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い障害者等に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	7,945	9,232	10,726	16,827
海草圏域	1,847	1,993	2,171	2,730
那賀圏域	3,124	3,357	3,602	4,088
伊都圏域	2,761	3,026	3,267	3,813
有田圏域	2,228	2,576	2,907	3,670
日高圏域	1,458	1,800	2,102	2,382
西牟婁圏域	2,349	3,123	3,874	5,141
東牟婁圏域	2,116	2,569	2,902	3,641
合計	23,828	27,676	31,551	42,292

※単位：時間（一月当たりの利用時間）分

※市町村障害福祉計画で定める見込み量の合計数値

第2節　日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス全体

平成23年度における、児童デイサービス、短期入所を除く日中活動系サービス全体の利用者は4,200人（地域活動支援センターを含む）を見込みます。

現在の旧体系サービス利用者（既存施設及び小規模作業所利用者）3,334人を基礎として、新規利用者を1,200人（盲・ろう・養護学校卒業者のうちのサービス利用見込み者520人、受入条件が整えば退院可能な精神障害者400人等）、利用終了者を34人（一般就労200人等）とし、純増866人を見込んでいます。

(2) 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする人に、事業所で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で34,041人・日（利用者数×利用日数）分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	672	4,263	9,891
海草圏域	0	84	546	1,533
那賀圏域	0	147	840	2,121
伊都圏域	0	126	1,680	3,129
有田圏域	0	84	504	1,302
日高圏域	0	105	3,696	4,011
西牟婁圏域	0	1,890	3,486	7,539
東牟婁圏域	0	105	2,100	4,515
合 計	0	3,213	17,115	34,041

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

(3) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、事業所及び自宅で、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で、機能訓練は3,486人・日（利用者数×利用日数）分、生活訓練は5,796人・日（利用人数×利用日数）分を見込みます。

（機能訓練）

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	0	1,890	2,604
海草圏域	0	0	0	126
那賀圏域	0	0	0	126
伊都圏域	0	0	0	126
有田圏域	0	0	0	126
日高圏域	0	0	0	126
西牟婁圏域	0	0	0	126
東牟婁圏域	0	0	0	126
合 計	0	0	1,890	3,486

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

（生活訓練）

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	210	924	1,638
海草圏域	0	0	126	294
那賀圏域	0	21	147	315
伊都圏域	0	21	126	294
有田圏域	0	0	84	147
日高圏域	0	21	420	588
西牟婁圏域	0	63	903	1,848
東牟婁圏域	0	0	252	672
合 計	0	336	2,982	5,796

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

(4) 就労移行支援

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、事業所で、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で9,114人・日（利用者数×利用日数）分を見込みます。

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	420	504	882	1,827
海草圏域	0	63	441	441
那賀圏域	0	210	315	672
伊都圏域	420	420	504	966
有田圏域	0	63	294	756
日高圏域	210	210	1,386	1,386
西牟婁圏域	651	777	1,092	1,428
東牟婁圏域	0	105	399	1,638
合 計	1,701	2,352	5,313	9,114

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

(5) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援は、一般企業等での就労が困難な人に、事業所で、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。平成23年度の一月当たりの必要な量は、県全体で、A型（雇用型）は8,904人・日（利用者数×利用日数）分、B型は24,885人・日（利用者数×利用日数）分を見込みます。

（A型）

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	840	2,520	3,003
海草圏域	0	84	84	483
那賀圏域	735	1,050	1,050	1,050
伊都圏域	0	168	105	525
有田圏域	0	42	63	441
日高圏域	0	126	105	840
西牟婁圏域	315	525	735	1,869
東牟婁圏域	0	84	84	693
合 計	1,050	2,919	4,746	8,904

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分

（B型）

区域	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
和歌山市圏域	0	2,163	4,536	6,783
海草圏域	0	210	672	1,596
那賀圏域	0	1,176	1,512	2,667
伊都圏域	210	399	567	1,533
有田圏域	0	105	357	2,058
日高圏域	210	294	1,008	2,121
西牟婁圏域	2,415	3,549	3,780	6,405
東牟婁圏域	0	420	630	1,722
合 計	2,835	8,316	13,062	24,885

※単位：人・日（一月当たりの利用者数×利用日数）分